

電気料金種別定義書

株式会社 どさんこパワー

2020年8月1日 改定

2020年10月1日 改定

電気料金種別定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯又は小型機器をご使用のお客様へ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
 なお、本定義書に定める料金および燃料費調整に基準単価の金額はすべて消費税等の相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2019年10月1日より実施します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲および契約種別

北海道電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Mプラン	
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯B 2Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Mプラン	
	従量電灯C Lプラン	
	従量電灯C 2Lプラン	
	従量電灯C XLプラン	
	おうちEVプラン	次のいずれにも該当するお客様 ①契約電流が6kW(kVA)以上であり、かつ50kW(kVA)以下であること。 ②対象契約における給湯・暖房が全て電気であること（オール電化）。
低圧電力		
どさんこ動力プラン	50キロワット未満であること。	
低圧電力Aプラン		
東北電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Lプラン	
	従量電灯C XLプラン	
低圧電力	50キロワット未満であること。	
東京電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Lプラン	
	低圧電力	50キロワット未満であること。
関西電力管内	従量電灯A	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
	従量電灯A Lプラン	
	従量電灯B	最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯B XLプラン	
	低圧電力	50キロワット未満であること。

中国電力管内	従量電灯A	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
	従量電灯A Lプラン	
	従量電灯B	最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯B XLプラン	
低圧電力	50キロワット未満であること。	
四国電力管内	従量電灯A	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
	従量電灯A Lプラン	
	従量電灯B	最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯B XLプラン	
低圧電力	50キロワット未満であること。	

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

北海道電力管内 東北電力管内 東京電力管内	従量電灯B 従量電灯C おうちEVプラン	供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
	低圧電力 どさんこ動力プラン 低圧電力A	供給電気方式および供給電圧は、交流単相3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流2相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとすることがあります。
関西電力管内 中国電力管内 四国電力管内 九州電力管内 中部電力管内 北陸電力管内	従量電灯A 従量電灯B	供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
	低圧電力	供給電気方式および供給電圧は、交流単相3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流2相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流、契約容量または最大需要電力

北海道電力管内 東北電力管内 東京電力管内 九州電力管内	従量電灯B 従量電灯C	<p>(A) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。</p> <p>(B) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p> <p>なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。</p>
	低圧電力	<p>契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p>
	低圧電力（どさんこ動力プラン） ※北海道電力管内のみ おうちEVプラン	<p>スマートメーターで計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大需要電力にもとづき、当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値を契約電力とします。</p>
関西電力管内 中国電力管内 四国電力管内	従量電灯A	<p>契約電力は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづきお客さまから申し出ていただきます。</p> <p>当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p>
	従量電灯B	<p>契約電力は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづきお客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。</p>
	低圧電力	<p>契約電力は、需要場所における負荷設備内容を基準とし、お客さまから申し出ていただきます。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。</p>

6. 電気料金

電気料金は一か月につき以下の通りとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

	契約種別			通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン			
				単価	単価			
北海道電力管内	■従量電灯B	基本料金		10 A	341.00	341.00		
				15 A	511.50	511.50		
				20 A	682.00	682.00		
				30 A	1023.00	1023.00		
				40 A	1364.00	1364.00		
				50 A	1705.00	1705.00		
				60 A	2046.00	2046.00		
		電力量料金		10 A -20 A	0kWh-120kWh	23.73		
					121kWh-280kWh	29.96		
					281kWh-	33.64		
				30A-60A		0kWh-120kWh	23.25	22.77
						121kWh-280kWh	29.35	28.75
						281kWh-	32.96	32.29
	■従量Bプラン	基本料金		10 A	341.00	341.00		
				15 A	511.50	511.50		
				20 A	682.00	682.00		
				30 A	1023.00	1023.00		
				40 A	1364.00	1364.00		
				50 A	1705.00	1705.00		
60 A				2046.00	2046.00			
電力量料金		10A-20A	250kWhまで（固定料金）	6335.19				
			251kWh-	32.02				
		30A-60A		250kWhまで（固定料金）	6335.19	6335.19		
				251kWh-	31.31	30.80		

北海道電力管内	■従量B Lプラン	基本料金		10 A	341.00	
				15 A	511.50	
				20 A	682.00	
				30 A	1023.00	
				40 A	1364.00	
				50 A	1705.00	
				60 A	2046.00	
		電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	11061.11	
	401kWh-			31.95		
	30A-60A	400kWhまで(固定料金)	10837.04	10612.96		
		401kWh-	31.30	30.66		
	■従量B 2Lプラン	基本料金		10 A	341.00	
				15 A	511.50	
				20 A	682.00	
				30 A	1023.00	
				40 A	1364.00	
				50 A	1705.00	
				60 A	2046.00	
		電力量料金	10A-60A	600kWhまで(固定料金)	16500.00	
	601kWh-			29.90		
	■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00
		電力量料金		0kWh-120kWh	23.25	22.77
				121kWh-280kWh	28.75	28.14
				281kWh-	31.60	30.92
	■従量電灯C Mプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00
		電力量料金		250kWhまで(固定料金)	6050.00	6050.00
251kWh-				30.24	29.73	
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00	
	電力量料金		400kWhまで(固定料金)	10399.07	10185.19	
401kWh-			29.02	28.40		
■従量電灯C 2Lプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00		
	電力量料金		600kWhまで(固定料金)	16000.00		
601kWh-			28.50			
■従量電灯C XLプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00		
	電力量料金		1000kWhまで(固定料金)	27500.00		
1001kWh-			27.70			
■おうちEVプラン	基本料金		1kWあたり	380.00		
	電力量料金		日中時間	27.05		
夜間時間・日祝時間			17.63			
■低圧電力	基本料金		1kWあたり	1093.95		
	電力量料金			19.43		
■低圧電力 A	基本料金		1kWあたり	935.00		
	電力量料金			19.57		
■どさんこ 動力プラン	基本料金		1kWあたり	1558.34		
	電力量料金			19.57		

- おうちEVプランにおける (1) 日中とは8時から22時までの時間をいいます。
(2) 夜間時間とは日曜日・祝日等を除く22時から翌8時および日曜日をいいます。
(3) 日祝時間とは日曜日・祝日等の終日をいいます。

※祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日および1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
■従量電灯B	基本料金		10 A	330.00	330.00
			15 A	495.00	495.00
			20 A	660.00	660.00
			30 A	990.00	990.00
			40 A	1320.00	1320.00
			50 A	1650.00	1650.00
			60 A	1980.00	1980.00
	電力量料金	10A-20A	0kWh-120kWh	18.54	18.54
			121kWh-300kWh	25.26	24.24
			281kWh-	26.79	25.77
30A-60A		0kWh-120kWh	18.33	18.33	
		121kWh-300kWh	24.52	23.50	
		281kWh-	26.79	25.77	
■従量B Lプラン	基本料金		10 A	330.00	330.00
			15 A	495.00	495.00
			20 A	660.00	660.00
			30 A	990.00	990.00
			40 A	1320.00	1320.00
			50 A	1650.00	1650.00
			60 A	1980.00	1980.00
	電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	9268.52	9268.52
			401kWh-	25.46	24.44
		30A-60A	400kWhまで(固定料金)	9064.81	9064.81
401kWh-	25.46		24.44		
■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	330.00	330.00
	電力量料金		0kWh-120kWh	18.33	18.33
			121kWh-300kWh	24.52	23.50
			281kWh-	26.79	25.77
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	330.00	330.00
	電力量料金		400kWhまで(固定料金)	9064.81	9064.81
			401kWh-	25.46	24.44
■従量電灯C XLプラン	基本料金		1kVAあたり	330.00	
	電力量料金		1000kWhまで(固定料金)	23731.48	
			1001kWh-	24.24	
■低圧電力	基本料金		1kWあたり	1120.37	
	電力量料金(夏季)			16.97	
	電力量料金(その他季)			15.51	

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
東京電力管内	■従量電灯B	基本料金	10 A	286.00	286.00
			15 A	429.00	429.00
			20 A	572.00	572.00
			30 A	858.00	858.00
			40 A	1144.00	1144.00
			50 A	1430.00	1430.00
			60 A	1716.00	1716.00
		電力量料金	0kWh-120kWh	19.88	19.88
			121kWh-300kWh	26.48	25.48
		281kWh-	26.48	25.48	
	■従量B Lプラン	基本料金	10 A	286.00	286.00
			15 A	429.00	429.00
			20 A	572.00	572.00
			30 A	858.00	858.00
40 A			1144.00	1144.00	
50 A			1430.00	1430.00	
60 A			1716.00	1716.00	
電力量料金		400kWhまで (固定料金)	9675.93	9675.93	
		401kWh-	25.46	24.46	
■従量電灯C	基本料金	1kVAあたり	286.00	286.00	
	電力量料金	0kWh-120kWh	19.88	19.88	
		121kWh-300kWh	26.48	25.48	
		281kWh-	26.48	25.48	
■従量電灯C Lプラン	基本料金	1kVAあたり	286.00	286.00	
	電力量料金	400kWhまで (固定料金)	9472.22	9472.22	
		401kWh-	25.46	24.46	
■低圧電力	基本料金	1kWあたり	1020.15		
	電力量料金 (夏季)		18.63		
	電力量料金 (その他季)		16.88		

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
関西 電力 管内	■従量電灯A	最低料金（最初の15kWhまで）		285.00	285.00
		16kWh-120kWh		20.31	20.31
		121kWh-300kWh		24.90	24.90
		301kWh-		27.83	27.00
	■従量電灯A Lプラン	電力量料金	400kWhまで（固定料金）	9500.00	9500.00
			401kWh-	25.40	25.00
	■従量電灯B	基本料金	1kVAあたり	380.15	380.15
		電力量料金	0kWh-120kWh	17.19	17.19
			121kWh-300kWh	20.98	20.98
			301kWh	23.24	23.00
	■従量電灯B Lプラン	基本料金	1kVAあたり	380.15	380.15
		電力量料金	400kWhまで（固定料金）	8100.00	8100.00
				401kWh-	21.90
	■従量電灯B XLプラン	基本料金	1kVAあたり	380.15	
		電力量料金	1000kWhまで（固定料金）	21000.00	
				1001kWh-	21.50
■低圧電力	基本料金	1kWあたり	1056.40		
	電力量料金（夏季）		14.62		
	電力量料金（その他季）		13.13		

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
中国 電力 管内	■従量電灯A	最低料金（最初の15kWhまで）		297.17	297.17
		16kWh-120kWh		20.79	20.79
		121kWh-300kWh		24.95	24.80
		301kWh-		26.16	26.00
	■従量電灯A Lプラン	電力量料金	400kWhまで（固定料金）	9700.00	9700.00
			401kWh-	24.80	24.40
	■従量電灯B	基本料金	1kVAあたり	330.37	330.37
		電力量料金	0kWh-120kWh	18.10	18.10
			121kWh-300kWh	23.40	23.40
			301kWh	23.65	22.65
	■従量電灯B Lプラン	基本料金	1kVAあたり	330.37	330.37
		電力量料金	400kWhまで（固定料金）	8700.00	8700.00
				401kWh-	23.50
	■従量電灯B XLプラン	基本料金	1kVAあたり	330.37	
		電力量料金	1000kWhまで（固定料金）	22000.00	
				1001kWh-	23.20
■低圧電力	基本料金	1kWあたり	1055.45		
	電力量料金（夏季）		15.04		
	電力量料金（その他季）		13.75		

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
四 国 電 力 管 内	■従量電灯A	最低料金（最初の11kWhまで）		403.91	403.91
		12kWh-120kWh		20.37	20.37
		121kWh-300kWh		25.00	24.90
		301kWh-		25.45	25.35
	■従量電灯A Lプラン	電力量料金	400kWhまで（固定料金）	10000.00	9900.00
			401kWh-	25.00	24.80
	■従量電灯B	基本料金	1kVAあたり	336.11	336.11
		電力量料金	0kWh-120kWh	16.57	16.57
			121kWh-300kWh	21.50	21.50
			301kWh	23.35	23.30
	■従量電灯B Lプラン	基本料金	1kVAあたり	336.11	336.11
		電力量料金	400kWhまで（固定料金）	8150.00	8100.00
			401kWh-	23.00	22.80
	■従量電灯B XLプラン	基本料金	1kVAあたり	336.11	
		電力量料金	1000kWhまで（固定料金）	22000.00	
			1001kWh-	22.65	
■低圧電力	基本料金	1kWあたり	872.29		
	電力量料金（夏季）		16.84		
	電力量料金（その他季）		16.22		

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

	契約種別		通常プラン	EVプラン・再エネ買取プラン	
			単価	単価	
九州電力管内	■従量電灯B	基本料金	10 A	287.00	287.00
			15 A	435.00	435.00
			20 A	584.00	584.00
			30 A	881.00	881.00
			40 A	1188.00	1188.00
			50 A	1485.00	1485.00
			60 A	1782.00	1782.00
		電力量料金	0kWh-120kWh	17.46	17.46
			121kWh-300kWh	22.06	22.00
		301kWh-	24.06	24.00	
	■従量Bプラン	基本料金	10 A	287.00	287.00
			15 A	435.00	435.00
			20 A	584.00	584.00
			30 A	881.00	881.00
			40 A	1188.00	1188.00
			50 A	1485.00	1485.00
			60 A	1782.00	1782.00
		電力量料金	400kWhまで(固定料金)	8400.00	8400.00
			401kWh-	23.30	23.00
	■従量電灯C	基本料金	1kVAあたり	297.00	297.00
		電力量料金	0kWh-120kWh	17.25	17.23
			121kWh-300kWh	22.56	22.52
			301kWh-	23.00	22.92
	■従量電灯C Lプラン	基本料金	1kVAあたり	297.00	297.00
電力量料金		400kWhまで(固定料金)	8400.00	8400.00	
		401kWh-	22.66	22.00	
■従量電灯C XLプラン	基本料金	1kVAあたり	297.00	297.00	
	電力量料金	1000kWhまで(固定料金)	22000.00	22000.00	
		1001kWh-	22.34	21.84	
■低圧電力	基本料金	1kWあたり	981.60		
	電力量料金(夏季)		16.52		
	電力量料金(その他季)		14.90		

低圧電力における (1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

7. 最低月額料金

上記料金表にもとづき計算された電気料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月は、次の最低月額料金および11.再生可能エネルギー発電促進賦課金によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

北海道電力管内	1契約	250.80円
東北電力管内	1契約	261.80円
東京電力管内	1契約	286.00円
関西電力管内	1契約	285.00円
中国電力管内	1契約	297.17円
四国電力管内	1契約	403.91円
九州電力管内	1契約	309.06円

8. 付帯割引種別

電力管内	適用契約種別	割引メニュー	適用条件
北海道電力管内	従量電灯B 従量電灯C	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯B 従量電灯C	再エネ買取プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。
東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	E V車プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯B 従量電灯C	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。
東京電力管内	従量電灯B 従量電灯C	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯B 従量電灯C	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。
関西電力管内	従量電灯A 従量電灯B	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯A 従量電灯B	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。
中国電力管内	従量電灯A 従量電灯B	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯A 従量電灯B	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。
四国電力管内	従量電灯A 従量電灯B	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯A 従量電灯B	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。

九州電力管内	従量電灯A 従量電灯B	E V車プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②E V車充電に電力を使用していること。
	従量電灯A 従量電灯B	再エネ買取プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②再生可能エネルギー電力を当社に供給していること。

9. 適用期間

- (1) 適用開始日は、電力需給約款第6条（契約の申し込み）に定める電力需給契約の申し込みの場合には、電力需給約款第8条（供給の開始）に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) 適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の検針日から2か月前までに、変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

10. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
ただしお客さまが、新たな電力需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流または契約電力の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約電力を変更することはできません。

1.1.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に
関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示

(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

1.2. 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整額の算定

(A) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は次のとおりとします。

	α	β	γ
北海道電力管内	0.4699	-	0.7879
東北電力管内	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力管内	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力管内	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力管内	0.2303	-	1.1441
関西電力管内	0.014	0.3483	0.7227
中国電力管内	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力管内	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力管内	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(B) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。
なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円下回る場合

燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格) × 基準価格/1,000

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、基準価格Y円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × 基準単価/1,000

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料単価が基準単価Y円を上回る場合

燃料費調整単価 = (Y - X 円) × 基準単価/1,000

(d) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料単価	上限価格
北海道電力管内	37,200円	55,800円
東北電力管内	31,400円	47,100円
東京電力管内	44,200円	66,300円
中部電力管内	45,900円	68,900円
北陸電力管内	21,900円	32,900円
関西電力管内	27,100円	40,700円
中国電力管内	26,000円	39,000円
四国電力管内	26,000円	39,000円
九州電力管内	27,400円	41,100円

(C) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(D) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

北海道電力管内	1キロワット時につき	19銭7厘
東北電力管内	1キロワット時につき	22銭1厘
東京電力管内	1キロワット時につき	23銭2厘
北陸電力管内	1キロワット時につき	16銭1厘
中部電力管内	1キロワット時につき	23銭3厘
関西電力管内	1キロワット時につき	16銭5厘
中国電力管内	1キロワット時につき	23銭8厘
四国電力管内	1キロワット時につき	19銭6厘
九州電力管内	1キロワット時につき	13銭6厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

13. 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

(1) 照明用電気機器

(A) けい光灯

使用電圧 (ボルト)

	使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		
北海道電力管内 東北電力管内 東京電力管内	100	10	4.5		
		15	5.5		
		20	9		
		30	11		
		40	17		
		60	21		
		80	30		
		100	36		
	200	40	4.5		
		60	5.5		
		80	7		
		100	9		
		関西電力管内 中国電力管内 四国電力管内 九州電力管内 北陸電力管内 中部電力管内	100	10	3.5
				15	4.5
20	5.5				
30	9				
40	14				
60	17				
80	25				
100	30				
200	40		3.5		
	60		4.5		
	80	5.5			
	100	7			

(B) ネオン灯 (1次電圧100ボルト)

	変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ容量 (マイクロファラッド)
北海道電力管内	3,000	80	30
東北電力管内	6,000	100	50
東京電力管内	9,000	200	75
	12,000	300	100
	15,000	350	150
関西電力管内	3,000	80	20
中国電力管内	6,000	100	30
四国電力管内	9,000	200	50
九州電力管内	12,000	300	50
北陸電力管内	15,000	350	75
中部電力管内			

(C) 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

(A) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

北海道電力管内 東北電力管内 東京電力管内	電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
			0.1	0.2	0.4	0.75
	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 (100ボルト)	50	75	75	100
		使用電圧 (200ボルト)	20	20	30	40
関西電力管内 中国電力管内 四国電力管内 九州電力管内 北陸電力管内 中部電力管内	電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
			0.1	0.2	0.4	0.75
	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 (100ボルト)	40	50	75	100
		使用電圧 (200ボルト)	20	20	30	40

(b) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

【北海道電力管内・東北電力管内・東京電力管内】

定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.8	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	19	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

【関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内・北陸電力管内・中部電力管内】

定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

(B) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサ容量は、各電動機の定格出力に対するコンデンサの容量の合計とします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合とします。）

(A) 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルト アンペア)	3 以 上	5 以 上	7.5 以 上	10 以 上	15 以 上	20 以 上	25 以 上	30 以 上	35 以 上	40 以 上	45 以 上 50 未 満
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(B) 交流抵抗溶接機

(A) の容量の50パーセントとします。

(4) その他

(1) から (3) によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客様と当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。